

逗子市情報公開条例及び逗子市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）（刑法の改正に伴う規定の整理）に関する意見を募集します。

1. 意見を募集する趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなることから、関係条例の規定の整理等を行う必要が生じました。

このことから、逗子市個人情報の保護に関する条例の規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めると共に、逗子市情報公開条例において設置している逗子市情報公開審査委員の罰則規定等について、整理を行うものです。

なお、このことについて、逗子市情報公開運営審議会及び逗子市個人情報保護運営審議会にそれぞれ諮問したところ、諮問の内容を適当と認める旨の答申が示されました。

2. 条例改正の概要

(1) 逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）について

情報公開審査委員の罰則規定が、逗子市個人情報の保護に関する条例に規定されていることから、逗子市情報公開条例に規定を移します。併せて、刑法の改正に伴い、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることから、罰則規定の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

(2) 逗子市個人情報の保護に関する条例（令和4年逗子市条例第16号）について

ア 刑法の改正に伴い、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることから、逗子市個人情報の保護に関する条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

イ 情報公開審査委員の罰則規定が、逗子市個人情報の保護に関する条例に規定されていることから、逗子市情報公開条例に規定を移します。

ウ 法令の守秘義務の規定及び逗子市情報公開条例の情報公開審査委員の守秘義務の規定に合わせ、逗子市個人情報の保護に関する条例の個人情報保護委員及び個人情報保護運営審議会の委員の守秘義務の規定を「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」に改めます。

(3) 附則に、施行期日を「この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。」とし、併せて経過措置を定めます。

3. 条例改正の趣旨

(1) 逗子市情報公開条例について

情報公開審査委員の設置規定は逗子市情報公開条例において規定しているところ、罰則規定は逗子市個人情報の保護に関する条例に個人情報保護委員等の罰則とともに規定されています。設置規定を置いた条例において罰則規定も置いた方がより適切であることから、逗子市個人情報の保護に関する条例からは削除し、逗子市情報公開条例に規定を移すこととします。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなりました。このことから、罰則規定の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

(2) 逗子市個人情報の保護に関する条例について

アについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなりました。このことから、逗子市個人情報の保護に関する条例の規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

イについて

情報公開審査委員の設置規定は逗子市情報公開条例において規定しているところ、罰則規定は逗子市個人情報の保護に関する条例に個人情報保護委員等の罰則とともに規定されています。設置規定を置いた条例において罰則規定も置いた方がより適切であることから、逗子市個人情報の保護に関する条例からは削除し、逗子市情報公開条例に規定を移すこととします。

ウについて

個人情報保護委員は、相談等申出等の際に、具体的に実施機関が行った処分の適否を審査することになり、個人情報保護委員はその職務上、不開示情報を知る可能性があります。個人情報保護運営審議会の委員は、調査審議・報告などに際し、その具体的な情報を知る可能性があります。そのため、個人情報保護委員及び個人情報保護運営審議会の委員は、職務上知り得た秘密に関し条例上の守秘義務を負うことと改めます。

(3) 附則について

附則に、刑法等の一部を改正する法律の施行期日（令和7年6月1日）と同日となるよう施行日を定め、併せて経過措置を定めます。

4. 新旧対照表（案）

条例	条	現規定	改正案
逗子市 情報公開 条例	第15条	11 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(改正なし)
	第25条 (追加)	(なし)	<u>第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u>
逗子市 個人情報の保護 に関する 条例	第12条	10 保護委員又は保護委員であった者は、職務上知り得た <u>個人の秘密</u> を漏らしてはならない。	10 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 <u>その職を退いた後も、同様とする。</u>
	第13条	6 委員又は委員であった者は、職務上知り得た <u>個人の秘密</u> を漏らしてはならない。	6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 <u>その職を退いた後も、同様とする。</u>
	第16条	第12条第10項、第13条第6項及び逗子市情報公開条例第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第12条第10項及び第13条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

【参考規定】

※個人情報の保護に関する法律第105条に規定する「情報公開・個人情報保護審査会」に関する規定

法令	条	現規定	改正法施行後
情報公開 ・個人情報保護 審査会 設置法	第4条	8 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	(改正なし)
	第18条	第4条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。	第4条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。